

○ 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。 1・2 （略） 3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、2の(7)の資金（公庫農林水産事業が融通した資金及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第16条第1項の規定による解散前の農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）が融通した資金を借り受けたために生じた負債の整理に係るものを除く。）については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。 (1) (2)に掲げる貸付け以外のもの ① （略） ② 法人 10億円 ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。	第3 資金の内容等 本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。 1・2 （略） 3 貸付金の最高限度額 貸付金の最高限度額は次のとおりとする。 ただし、2の(7)の資金のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、2の(7)の資金（公庫農林水産事業が融通した資金及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第16条第1項の規定による解散前の農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）が融通した資金を借り受けたために生じた負債の整理に係るものを除く。）については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。 (1) (2)に掲げる貸付け以外のもの ① （略） ② 法人 10億円 ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。

(ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)に定めるものをいう。以下同じ。）において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合 等

次のうち、いずれか低い額

ア・イ (略)

(イ) (略)

(2) (略)

4～6 (略)

第4 その他

(1) (略)

(2) 第3の4に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次

(ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)に定めるものをいう。以下同じ。）において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合 等

次のうち、いずれか低い額

ア・イ (略)

(イ) (略)

(2) (略)

4～6 (略)

第4 その他

(1) (略)

(2) 第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事

官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。	務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。
--	--

附 則

この通知は、令和8年10月1日から施行する。